

令和5年度 越前市バスツアー助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市内の観光関連事業者の観光誘客支援 並びに 地域の観光消費額を増加させるため、貸切バスを利用し、市内観光地等を訪れるバスツアー（以下「ツアー」という）を実施するもの（以下「助成対象者」という）に対し、一定の条件に基づき、越前市バスツアー助成金（以下、「助成金」という）を交付することについて、（一社）越前市観光協会補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

但し、(7)(8)については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に移行された場合は、この限りではない。

(1) 助成対象者は、旅行会社又は旅行グループであること。但し、市内外は問わない。

(2) 添乗員、乗務員等を除くツアーの参加者数（注）が15人以上であること。

（注）同一ツアーが複数出発日ある場合は、1 出発日当たりの平均参加者数とする。

計算例：同一ツアーで6月1日発：20人、2日発：15人、3日発：10人の場合

昨年度のルールでは、参加者15人以上の6月1日発、2日発は対象

参加者15人未満の6月3日発は対象外

⇒今年度のルールでは、3 出発日で計45人＝1 出発日平均15人となるので、

6月1日発、2日発、3日発の全てが対象となる。

(3) ツアー行程の中で、別表バスツアー助成対象施設（以下、「対象施設」という）において、体験・食事・宿泊・滞在のいずれかひとつ以上を行うこと。

(4) 特定の政治又は宗教活動を目的としたツアーでないこと。

(5) 自治体等が実施するツアーでないこと。

(6) 学校法人が実施する教育旅行（校外学習や修学旅行等）でないこと。

(7) ツアー参加者は、訪問先のコロナ感染状況を十分把握したうえで、手の消毒やマスクの着用など、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を徹底すること。

(8) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されている場合、該当する区域に在住する者の参加がなく、かつ該当する区域に立寄るツアーでないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は次の表のとおりとする。

参加者一人当たりの助成金額

No	条件	助成金額
①	越前市内で体験（500円（税込）以上/人）	200円/人
②	越前市内で食事（1,500円（税込）以上/人）	300円/人
③	越前市内で宿泊	1,000円/人
④	道の駅「越前たけふ」に滞在（20分以上/ツアー）	100円/人
⑤	紫ゆかりの館（国府資料館）に滞在（20分以上/ツアー）	100円/人

※助成金は予算の範囲内で交付するものとする。

※国が実施するGo To トラベル事業との併用も可能とする。

※食事について、お弁当及びテイクアウト等は対象外とする。

但し、お弁当及びテイクアウト等については、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に移行された場合は、この限りではない。

(助成対象期間)

第4条 助成対象となるツアーの対象期間は令和5年4月8日から令和6年3月21日までとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付申請者は、旅行会社又は旅行グループ代表者（以下「申請者」という）とし、下表の期毎ツアー出発日（募集型企画旅行の場合は、ツアー出発初日）の申請期間中に、次に掲げる書類を（一社）越前市観光協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

(1) 越前市バスツアー助成金交付申請書（様式第1号）

(2) 行程表（行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの）

期	ツアー出発日	申請期間	交付決定予定日
第1期	令和5年4月8日から 令和5年6月30日まで	令和5年4月3日から 令和5年6月23日まで	申請受付から随時
第2期	令和5年7月1日から 令和5年9月30日まで	令和5年5月1日から 令和5年9月22日まで	
第3期	令和5年10月1日から 令和5年12月31日まで	令和5年8月1日から 令和5年12月22日まで	
第4期	令和6年1月1日から 令和6年3月21日まで	令和5年11月1日から 令和6年3月14日まで	

※申請締切日は、ツアー出発日の1週間前までとする。

※予算の執行状況に応じて、申請受付を中断・中止する場合がある。

(助成金等の交付の決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めたとときは、第5条の表中「交付決定予定日」までに、助成金の交付を決定し、越前市バスツアー助成金交付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という）により、申請者に通知するものとする。

(ツアーの変更)

第7条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーの内容に変更があった場合は、ツアー実施予定日までに、（一社）越前市観光協会（以下「観光協会」という）に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(ツアーの中止)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けたツアーが中止または参加者が15人未満と

なった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由でツアー催行を中止する場合は、ツアー実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。

2 前項によるツアーの中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び助成金の交付請求)

第9条 助成金の交付の決定を受けた者は、ツアー実施後1か月以内か令和6年3月31日のどちらか早い日までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 越前市バスツアー実績報告書(様式第3号)
- (2) 行程表(行程がわかるもの、募集型企画旅行の場合はツアー名がわかるもの)
- (3) 体験代、食事代、宿泊代の領収書又はクーポン等の写し(必ず、日付・人数等明細が明記されているもの、明細書がある場合は添付すること)
※バウチャー等の精算人数の確認書類は不可とする。
- (4) 第3条④⑤の助成金がある場合は、当該ツアーについての利用バス会社の貸切バス運行日報
- (5) 募集チラシ等(募集型企画旅行の場合のみ)
- (6) 越前市バスツアー助成金交付請求書(様式第5号)

(交付金額の確定及び交付)

第10条 会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、越前市バスツアー助成金確定通知書(様式第4号)により申請者に通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第11条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。